

## ○UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱

平成31年4月1日

(趣旨)

第1 東神楽町は、北海道まち・ひと・しごと創生総合戦略及び東神楽町地方版総合戦略に基づき、東神楽町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うUIJターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から東神楽町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、北海道移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、道実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては最大100万円、単身の申請の場合にあっては最大60万円とする。なお、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円を、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算できることとする。

(対象者要件)

第3 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者と

しての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、東神楽町は移住者の定住の確認期間が必要なときは、必要な申請開始時期を設定することができる。
- ③ 東神楽町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他北海道又は東神楽町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

- ⑥ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- ③ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4 移住支援金の申請は、次のとおりとすること。

(1) 予備登録申請

第3(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たすことを確認し、移住支援金の申請を予定している者は、移住支援金交付予備登録申請書(別記第1号様式)を東神楽町に提出すること。

(2) 申請

移住支援金の申請者は、「移住支援金交付申請書」(別記第2号様式、別記第2号様式別紙1、2)、移住先の就業先の「就業証明書(移住支援金の申請用)」(別記第3号様式)及び本人確認書類に加え、第3(1)の要件を満たし、かつ、(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「UIJターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書」(別記第4号様式)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7 北海道及び東神楽町は、北海道移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、北海道移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び東神楽町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した東神楽町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を支給した東神楽町から転出した場合

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と東神楽町が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年4月1日より前に道内の移住支援金を支給する市町村に転入した者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (要綱第4号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第26号)

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則 (令和6年要綱第28号)

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。



